## 第2回世田谷区児童福祉審議会 本委員会議事録

日 時

令和4年1月12日(水)18:30~

場所

世田谷区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

## 出席委員

松原委員長、鵜養副委員長、明石委員、天野委員、池田委員、石渡委員、川松委員、木田委員、小枝委員、小橋委員、小林委員、齋藤委員、田中委員、中板委員、丹羽委員、林委員、松田委員、宮﨑委員、吉田委員、片倉委員、能登委員

### 欠席委員

なし

#### 事務局

柳澤子ども・若者部長、山本子ども育成推進課長、木田児童相談支援課長、大澤保育課長、 土橋児童相談所長、河島児童相談所副所長

# 資料

資料 1 フォスタリング業務委託のあり方の検討結果について

資料2 - 令和3年度における各部会の開催状況について(里親部会)

資料2 - 令和3年度における各部会の開催状況について(措置部会)

資料2- 令和3年度における各部会の開催状況について

(児童虐待死亡事例等検証部会)

資料 2 - 令和 3 年度における各部会の開催状況について(保育部会)

参考資料 子どもの貧困対策推進フォーラムせたがや2022(チラシ配布)

#### 議事

山本課長

それでは、お待たせいたしました。定刻になりましたので、令和3年 度第2回世田谷区児童福祉審議会本委員会を開会いたします。

本日はお忙しい中、また、夜間開催の会議に御出席いただきましてあ りがとうございます。

議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます子ども育成推進 課長の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日ですが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としまして、マスクの着用及びマイク使用時の消毒に御協力をお願いいたします。また、今回もZoomを使用しての会議とさせていただきますので、御協力をいただければと存じます。Zoomで御参加いただく委員は、木田委員、小枝委員、小橋委員、田中委員です。御発言の際には挙手でお願いいたします。

続きまして、会場参加の委員におかれましては、スクリーンで御確認 をいただければと存じます。

また、本日はフォスタリング業務委託のあり方検討部会の臨時委員であります片倉委員、それから能登委員にも御出席いただいております。

それでは、会議の開会に当たりまして、子ども・若者部長の柳澤より 一言御挨拶を申し上げます。

柳澤部長

皆さん、こんばんは。子ども・若者部長の柳澤でございます。年始め の御多用のところ、また夜間の会議に御出席いただきまして誠にありが とうございます。

新型コロナウイルス感染症の再拡大が懸念されている状況ではございますが、こうしてZoomも併用しながらの審議会を今回も開催することができまして、ちょっと安心しているところでございます。使用したマイクの消毒や室内の換気など、会場でも感染症対策をしっかりやってまいりますので、よろしくお願いいたします。

今回の議事でございますが、前回の本委員会で設置いたしました臨時の部会、フォスタリング業務委託のあり方検討部会において、半年あまりにわたりまして御審議いただいた結果を今日御報告させていただき、審議会の報告としてまとめるための御議論を今日はお願いしたいと考えてございます。

本日は、この部会で専門的かつ広範的な見地から御意見をいただいた 臨時委員の片倉委員、能登委員にも御出席いただいてございます。どう ぞよろしくお願いいたします。 また、本年度の各部会の開催状況につきましても、各部会長より御報告いただく予定となってございます。昨年度、区の児童相談所の開設とともに設置いたしましたこの審議会も、本年度末で第1期を終えることとなります。新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、昨年度は書面開催となってございましたが、今後の区の児童福祉施策においても柱の一つとなる社会的養育推進計画の策定にあたりご議論いただいたところでございます。また、2年にわたり、常設の部会においても、専門的な見地から御審議をいただいてまいりました。第1期の委員を努めていただいた皆様方には、この場を借りて改めて御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

このメンバーでの会議開催も今回が最後になるかと思います。本日も 委員の皆様より忌憚のない御意見を賜りたいと考えてございます。どう ぞよろしくお願いいたします。

山本課長

それでは、議事に入る前にお手元の資料について確認をさせていただきます。右上に番号を振ってある資料1と2、それから参考資料としてチラシがございます。そのほか不足している資料がありましたら、係員よりお渡しいたしますので、挙手でお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、今後の議事につきまして、松原委員長、よろしくお願いい たします。

松原委員長

改めまして、御出席、感謝いたします。先ほど部長のほうからもこの メンバーでは最後というお話がありましたが、活発な御意見をいただい て、今後の世田谷の子どもの福祉に資すればと考えております。どうぞ よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。議事は大きく2つ用意されて おります。

議事の(1)フォスタリング業務委託のあり方の検討結果について、事 務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、フォスタリング業務委託のあり方の検討結果について御説 明いたします。

本件につきましては、昨年の7月から12月までの間で臨時部会を都合4回開催し、御検討をいただきました。御参加いただきました委員の皆様には、御多忙中、誠にありがとうございました。

それでは、資料1のフォスタリング業務委託のあり方の検討結果について(案)を御覧ください。

まず1ページをお開きください。1、はじめにとして、フォスタリン

グ業務の在り方を検討するに至った経緯について記載しております。

続けて、2ページでございます。2、現状でございます。(1)世田谷区の里親委託の現状の中程に里親登録の推移をまとめた表を記載しております。令和3年9月末で、養育家庭48家庭、養子縁組家庭41家庭の登録数となっております。

また、その下のところでございますけれども、令和3年3月末時点での世田谷の委託率は21.3%となっておりまして、国が示す里親委託率の目標からは大きく下回っているという現状となっております。

3ページです。(2)フォスタリング業務の現状でございます。こちらは、区の現状のフォスタリング業務委託の範囲について記載をしております。

4ページを御覧ください。フォスタリング業務の外部委託状況という表に、現在のフォスタリング業務に係る世田谷区の外部委託に関する状況を整理してお示ししております。御覧のとおり、子どもと里親家庭のマッチングにつきましては児童相談所が現在単独で行っており、フォスタリング業務全体では、複数の法人、団体が関わっている状況というようになっております。

5ページの下段でございます。3、課題でございます。こちらでは、 児童相談所が設置されてから、この間、浮き彫りになった課題を記載し ております。里親制度の普及・啓発の充実と登録里親数の増加でござい ます。まだまだ里親制度について関心のない区民の方も多いことから、 さらに効果的な周知、普及・啓発が必要であるとする点を挙げておりま す。

6ページに参りまして、2点目が、里親の養育力の向上と地域の関係機関の連携でございます。登録里親のうち、未委託家庭の数が半数を占めておりまして、里親の養育力の向上や関係機関との連携が求められている点について記載をしております。

3点目は、一貫した支援体制の検討でございます。リクルートやアセスメントを行う事業者と、里親養育の支援を行う事業者が異なることで、インテーク面接等を通じて構築されてきた里親との信頼関係や、これまでの支援の積み重ねが途切れてしまうというような状況について記載をしております。

4点目は、里親の全体像を把握したより適切なマッチングでございます。現在は、リクルートやインテークで把握した情報を児童相談所が行っているマッチングに十分生かし切れていない状況にある旨を記載しております。

5点目は、分かりやすい相談窓口の設置と関係機関が連携した体制整備でございます。支援する関係機関が多数あることで、適切な相談窓口がどこなのか、混乱を招くおそれがあることなどを記載しております。

6点目が、児童相談所の業務体制の検討でございます。児童が抱える問題が複雑化している中、今後、里親委託数が増加することで、児童相談所が担っている業務がより多忙となることが見込まれることから、業務の充実や専門性をより発揮するための体制づくりが必要となる旨を記載しております。

7ページを御覧ください。4といたしまして、フォスタリング業務委託のあり方についてでございます。こうした課題を踏まえまして、今回の部会の検討結果といたしまして、一連のフォスタリング業務を包括的に委託することが望ましいという結論となっております。その理由としまして、 養育家庭の当事者からも分かりやすい第一義的な相談窓口を担うフォスタリング機関を期待する声が強いこと、 包括的となることで里親の強みや課題が理解でき、里親や子どもと双方向の信頼関係の構築につながるため、より一層寄り添った支援や助言、指導を行うことが可能となること、 里親に関する一連の業務を包括的に行うことで、里親子の状況や里親養育支援に係る全体像を把握することが可能となるとともに、フォスタリング業務全体を通して得られた情報をマッチングや里親養育の支援で生かすことができること、 フォスタリング機関としてのソーシャルワークカ、里親子の状況の総合的な把握、地域資源の活用と調整、地域との連携、支援のマネジメント等の向上が期待できること、以上、大きく4つの理由を挙げております。

なお、子どもと里親家庭のマッチングについては、子どもの委託措置 権限が児童相談所であることを前提として、フォスタリング機関と児童 相談所が共同実施の上で、当面の間はフォスタリング機関が持つ里親の 情報を児童相談所と共有し、適切なマッチングへと結びつけるように努 めることとしております。

続いて、8ページを御覧ください。(2)包括的なフォスタリング業務が目指すべき支援像でございます。こちらには、フォスタリング機関がその業務を担う上での目標をそれぞれの業務ごとにお示ししたものとなっております。一部を御紹介いたしますと、まず里親の普及・啓発、リクルート及びアセスメント業務については、民間ならではの手法を活用して、幅広く里親制度を広めるための情報の発信を行うとともに、教育機関への出前講座を行う等、若い世代に対しても積極的に普及・啓発を行う。また、子どもと里親家庭のマッチングや里親養育支援を行う中で

把握した実態や子どものニーズ、乳幼児等の子どもの年齢ですとか、障害の有無、里親委託の期間等を基に、里親登録につながる戦略的なリクルート活動を展開する。次が、研修トレーニング業務についてです。リクルートやアセスメントで得られた里親の情報を生かし、質の高い里親養育に必要となる基礎的から専門的な研修を提供する。研修をアセスメントの機会として活用し、里親の強みや課題を把握するといったことを挙げております。

次に、子どもと里親家庭のマッチングにつきましては、フォスタリング機関が、リクルートや研修を通したアセスメント等により把握した里親家庭の情報と、児童相談所が持つ子どもの特性や子ども及び実親のニーズに関する情報を集約し、関係機関と情報共有の下、適切なマッチングのための支援を行うとしております。

最後に、里親養育への支援については、フォスタリング機関としての立場で、第一義的な相談窓口となり、里親との信頼関係を築きながら、継続的に伴走する支援を行う。そして、年齢や障害の有無等の子どもの状態や個々のニーズや生い立ちに応じた里親の養育の支援に必要となる社会資源、障害、医療、教育等の資源を紹介し、手続等に関する支援や関係機関との調整を行うなどといった包括的なフォスタリング業務委託での支援像を示しております。

9ページの5、包括的な業務委託にあたっての提言でございます。こちらは、臨時部会として区が包括的に業務を委託することの意義や目的を達成するために必要となる留意点を8つの提言にて整理したものでございます。記載されている主な意見については、提言をまとめるに当たって、臨時部会委員から出ました御意見の一部を記載しております。本日は時間に限りがございますので、この場では提言の内容のみについて御説明させていただきます。

まず、(1)フォタリング機関と関係機関の役割分担と連携でございます。委託措置に係る責任の所在は児童相談所であることを前提として、包括的なフォスタリング業務委託を行うことのメリットを最大限に生かすことができるよう、フォスタリング機関と児童相談所、加えてフォスタリング機関と里親支援専門相談員といった他機関との役割分担について整理することとしております。 は、マッチング業務と真実告知や実親子交流といった委託後支援で、それぞれの業務に関して留意する点についても個別に記載しております。

10ページに参りまして、(2)相談窓口としての機能でございます。相談窓口が多いことから、里親としてはどこに相談したらいいか迷ってしま

う状態にあるという課題を踏まえまして、フォスタリング機関は里親等からの様々な相談に応じることができる機能も持つこと、相談内容に応じて、児童相談所や子ども家庭支援センター等関係機関と情報を共有し、解決へと導くための調整機能を有した体制とすることとされております。

(3)里親教育への支援においてフォスタリング機関が担う機能でございます。業務委託に当たっては、真実告知や実親子交流、レスパイト等、里親・里子をめぐる養育支援全体を通じて必要となる支援ができるようにすること、その際は、里親支援専門相談員や児童相談所等との密接な連携を図ることということで示されております。

11ページです。(4)障害児を受託する里親に対する支援でございます。地域の臨時部会で行ったヒアリングで、当事者様から障害児を受託している里親の支援体制を確立することは非常に重要である旨のお話を伺いました。そこで、提言といたしましては、地域の障害支援の関係機関との連携など、障害児を受託した里親への支援体制を検討することとまとめております。

- (5) 土日・夜間・休日の相談体制でございます。こちらもヒアリングにおいて当事者様よりお話をいただいたものですが、里親による養育は、深夜、早朝問わずノンストップであり、養育に悩んだ際には、一人で抱え込むのではなく、社会的につながりを持ち、孤立させないことが重要です。そこで、土日、夜間、休日であっても里親からの相談に可能な限り対応できるよう、フォスタリング機関の相談体制を整備することという内容の提言となっております。
- (6)フォスタリング機関の人材確保及び育成でございます。里親支援を行うに当たっては、里親子がフォスタリング機関を信頼していることが大前提となっております。信頼関係を構築するためには、里親子を支援する人材が一定期間の継続性、一貫性を持った体制でいることが重要であると言えます。そのための人材の確保や育成が包括的業務委託を行うに当たって必要となる旨が記載されております。

12ページでございます。(7)委託解除後の支援・アフターケアでございます。ヒアリングで、当事者様より里親養育終了後の支援が元里子の社会的自立に向けて重要である旨のお話がありました。そうした点を踏まえ、フォスタリング機関が担うアフターケア事業の体制を強化することについても提言の一つとして挙げております。

(8)里親子と地域における関係機関との連携でございます。例えば児童相談所、子ども家庭支援センター、保健師、小学校や中学校などの関

係者等が連携して、里親子の暮らしを支える応援ミーティングなど、里 親子が地域の関係機関とつながりを持てるよう、フォスタリング機関が 関係機関との連携の調整機能を担うこととしております。

続いて、6のその他の意見でございます。こちらは、当面のフォスタリング業務の委託に関する内容ではございませんが、里親の拡充や質の高い里親養育の実現に向けて留意すべきものであるとして、臨時部会で出された意見について掲載をしております。

13ページの里子の権利擁護でございますが、こちらには児童相談所や施設職員とは独立した第三者の立場としての意見表明支援員の必要性についての意見です。

次に、地域の子育て支援等とのつながりでございます。里親委託の推進に当たっては、ショートステイ、ファミリー・サポート・センター事業、フレンドホーム事業等、様々な子育て支援に係る取組を活用したアプローチの可能性についての意見となります。

次に、長期的な視点でのフォスタリング機関の展開でございます。今回の臨時部会は、令和5年度に向けた区のフォスタリング業務の在り方を検討する会ではございましたが、中長期的な視点で検討していくべき点についての意見について記載をしております。

フォスタリング業務の検証についてでございます。質の高い里親養育を実現していくためには、フォスタリング業務の在り方は大きな課題であり、一度に1つの方向性を見いだすというのは難しく、包括的なフォスタリング業務委託に移行した場合においても、引き続き検証を行っていく必要があるという意見となっております。

14ページは、7のまとめでございます。

15ページは、参考資料として、包括的業務委託となった場合の業務内容のイメージを記載しております。こちらは後ほど御覧いただければと思います。

なお、別添のA3横の資料は、ただいま説明したものの概要版でございます。こちらも後ほど御確認ください。

フォスタリング業務委託のあり方の検討結果についての説明は以上 でございます。

松原委員長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました報告書につきまして御意見、御質問があればお願いしたいと思いますが、とはいえ、いきなり手は挙がらないかと思うので、臨時委員から少し御感想なり、補足なりをいただきたいと思います。そこからスタートしたいと思います。

委員

4回参加させていただいて感じたことは、里親子の支援というものが難しいものであって、今回の課題だけではないいろいろな課題がいっぱいあるということを感じております。

今ここにまとめていただいたような幾つかの課題も含めて、これからの在り方も提案しています。私自身は、東京都の以前の養育家庭センターの活動について、児童相談所にいた時に経験しておりましたので、それが廃止になったときの里親さんの気持ちを聞いておりました。また、養育家庭センターのワーカーさんの気持ちや児童相談所の職員の気持ちもいろいる聞いておりました。そのことを参考にして考えますと、一番大事なのは、最後に提案しましたように検証をしていくということ、それも長期間経ってからの検証ではなくて適当な期間できちんと検証しながら課題を一つひとつみんなで考えていく、そういうことが大事なのだと思いました。

松原委員長 委員 ありがとうございました。

最初に、臨時部会で話した内容については、それぞれ委員の思いもあって、意見を述べさせていただきましたが、本当に事務局の方々が立派にまとめていただいて、意図もしっかり伝わって、いい報告になっているということを感謝したいと思います。私は、里親をしていますが、里子の状況や特性を十分理解している機関に支援していただくことが一番大事かなと思っています。そういう意味では、包括的にフォスタリング機関に委託してくださることは非常にありがたいと思っております。

リクルートに関しては、以前から登録家庭数の3分の1程度の委託率が、子どもにとってより望ましいマッチングができると言われています。やはり登録をたくさんしていただくこと、里子・里親に寄り添った支援をしていただくことが重要かなと思っています。以上のことが実現できることを切望しております。

委員

この後、措置部会の報告で出ると思いますが、里親による虐待というのが措置部会に報告されて、その方は里親を外れるということになりました。この件について検討したときに、本当に厳しい事案だということを再認識しました。里親に委託されて、こういうこともあり得ることを考えますと、この包括的なフォスタリングシステムというのがとても重要になってくると改めて思います。

そのときに、里親の適性をどう判断するかとか、研修のシステムについて情報をいただいたのですが、現状ではいろんな課題がある、でも、それがこういうシステムが実現されると随分変わってくると思います。 私は成年後見制度の市民後見人の養成というのに幾つかの自治体で関 わっています。市民であるからこそ、いろんな行政ではやり切れないところや、専門職がやれないことをやってくださっていて、これからの里親の活動にも非常に期待をしています。そのとき、里親になってからの支援、フォローアップというのが本当に大事だなというのを、市民後見人を見ていても思うんですね。そこのフォローアップに行政とか、公的な機関がきちんと役割を果たしていないとやり切れないなということを感じています。

この報告書の中で、児童相談所の役割というのが、公の立場という点では大事になってくると思うのですが、マッチングはもちろん児相がやるしかないと思います。その後のフォロー体制にも、どうやって行政が公的な機関として役割を果たすかということは、これからの検討課題だと思います。児童相談所が果たさなかったら、いろんな意味で変わっていかないと、市民後見人の活動などを見ていて思います。今、成年後見制度については、国でもそれらのところを検討している真っ最中で、中核機関という言い方をしていますけれども、そこに行政もきちんと関わってこそ、市民後見人が本当にいい活動ができると感じています。ですから里親についても、児童相談所の果たす役割については、これからもっと明確に位置付けるための検討をしていただきたいというのが私のお願いです。

以上です。

松原委員長

ありがとうございました。御意見ということで。部会の中でも皆さん、 児相のことはかなり意識をして発言されていましたし、その重要性は十 分認識されていると思います。ここはフォスタリング機関のほうを中心 に書きましたので、連携先として議論をしているようなところだと思い ます。石渡委員の御意見は非常に的確だと判断しております。

委員

ありがとうございます。とてもよくまとまっていて、必要な観点が網羅されていて、必要な方向性が提案されている報告書だと思います。

この案自体について特に意見があるわけではないのですが、今後の進め方という点でちょっと具体的になってしまいますけれども、今の委員のお話とも絡めて児相との関係で、今後、整理が必要な点がいろいろ出てくるのではないかなと思うので、ちょっと触れたいと思います。具体的な委託をするに当たっての仕様書をこれから作られると思うのですが、その中で、やはり児相との役割のところをきちっと整理して、丁寧に作っていただけたらなという気がします。

児相にも恐らく里親専任者を置かれると思うんですけれども、その里 親専任者と、フォスタリング機関の統括責任者と、どちらが進行管理の 主体なのかというところが結構悩ましいと思うんです。やっぱり児相は 措置をする機関としての責任があるし、今、先生もおっしゃったように、きちっと見ていかなければならない一方で、全て児相がコントロールする、進行管理するとなると、フォスタリング機関のほうはそのお手伝い 的になってしまうところがあるので、その進行管理の主体をどういうふうにするかというのがすごく難しいと思うんです。また、フォスタリング機関をフルでやれば、8人のメンバーが必要になりますが、例えば世田谷児相の中にスペースがあって、そこに配置されるのか、それとも別の場所なのかによっても連携のあり方が変わってくると思います。日頃の連絡体制、毎朝、例えば報告や打合せをして、その日の動きをつくっていくような仕組みがあればいいのですが、別の場所で執務をするとなると、ハードルが上がってくると思うんです。それから、児相のシステム情報をフォスタリング機関が閲覧できるのかということによってもまた動き方が変わってくると思うので、その辺の整理を、仕様書を作る段階で丁寧にお作りいただけたらなという気がします。

特に実親交流をしている里子さんの事例の場合は、子担の児相のほうが結構メインで動くと思うので、それは世田谷児相以外の都内の別の児相になると思うので、そことの意識を合わせるのはすごく難しいと思うんです。そちらの児相との関係をつくるというので、世田谷のフォスタリング機関から連絡が来ても、どこの団体だ、みたいな感じで、情報が提供されないということも起こるかもしれないので、そのあたりを他の児相に対しても説明して、それぞれの児相との役割についてきちっと整理する必要があるのかなという気がします。

あと施設の里専員との関係でも、里専員が実際具体的に何をしたらいいのかという点がすごく宙ぶらりんになると思われるので、そこのところも整理する必要があると思います。始まってから徐々にでも相談しながらつくっていくことになると思うんですけれども、いろいろ悩ましい点が恐らく出てくると思うので、そこをフォスタリング機関の方とよく話合いをしていただきながら、整理をしていただきたいなと思います。

松原委員長

ありがとうございます。具体的な御指摘とは思うんですが、それは実は骨格に関わるような御指摘でもあったかと思います。場所の問題だとか等々、今の世田谷区の状況を事務局のほうから御説明願えますか。

事務局

本当にこれから我々が考えていかなきゃいけない大変重要なポイントについて御意見をいただいたと受け止めております。児相とフォスタリング機関、また子担と親担との間の役割分担については検討の中でもやはり出ていて、提言の中でいただいたところで、児童相談所の在り方

自体の議論にまで入ってしまうと、広がり過ぎてしまうというようなことで、なかなかもどかしいような部分が議論としてはあったところであります。

場所につきましては、これから具体の業務内容というのを詰めていった上で最終的に決定することになりますが、現行も児童相談所の同じ建物の中に一室を設けて実施しておりますので、恐らく同じような形で業務を行っていただくという方向になるのではないのかなとは考えております。

それから、あと里専員さんとの役割、これも議論で何度か出ていたところであります。当事者、里親の皆様からも信頼が非常に厚い部分もございますので、うまくフォスタリング機関の間との関係というものを調整して進めていきたいと考えております。

委員

二、三確認をさせていただければと思います。まず、この包括的な業務委託というときのこの包括的というのは、8ページに挙げていただいています から をまとめて1つの委託先に委託をすると、そういう意味で包括的とおっしゃっているのでしょうかというのが1点です。

あともう一つは、その際、この から を包括的に委託するというところで、マッチング業務も委託をするということになるわけですよね。それに対して、現状では4ページのところで、マッチング業務は児相だけが行っていて、ほかの3つの業務はもう既に委託をしていると思うんですけれども、そこにマッチング業務が入ってくるというところがかなり大きな変更だということになると思うんですね。ですから、この7ページのところで、そのマッチング業務は共同実施するんだよということが出てくるんだと思います。ここがかなり肝になるんじゃないかなと思うんです。ただ、その割には、ちょっとこの共同実施というところが、あまり目立たないような書きぶりになっているかなと感じます。15ページのこの図の中でも共同実施というのは一応出てきますけれども。私が今申し上げたような理解でよろしければ、もう少し共同実施というところをクローズアップして書いたほうが分かりやすくなるのではないかという意見です。

以上です。

松原委員長

ありがとうございます。本来であれば、部会の責任者である私が答え たほうがいいかもしれないのですが、事務局に原案も考えていただいた ので、事務局のほうからお答えいただきましょうか。

事務局

1点目につきましては、そのとおり のリクルート、普及・啓発、アセスメントから、研修・トレーニング、マッチング、里親養育への支援

というものを 1 つの事業者に委託をしていくという形を包括的委託と 考えております。

あと、マッチングの部分につきましては、共同実施ということで、確かに具体的にどういう形で児童相談所との間でこのマッチングをやっていくかということは、あまり臨時部会で深く議論をしておりません。おっしゃるとおり、フォスタリング機関をどのように活用していくかということは今後、詰めていかなければならず、少し記載が足りない部分があるかもしれませんが、そのように考えております。初めてのことにもなりますので、児童相談所と十分話をして、フォスタリング機関と認識をすり合わせてやっていくということが重要かなとは思っているところです。

松原委員長

ありがとうございます。一貫したこの4つを委託すべきだというのは 委員会の意見なんですが、一方で、さはさりながら、法的には児童相談 所が、特にマッチングのところは措置権を持っているよねというこの現 実は、法改正がなければ、どう超えていくのか1つの課題だろうという 話になっていました。

あとは、具体的なところで言うと、川松委員がさっき指摘された、どの程度ファイル等の情報の閲覧権限を与えるかとか、それから、これは子どもや実親さんの許可が必要だと思うんですけれども、どの程度、どの範囲で情報共有できるのかというような議論は、実践を意識したような形で、今後、考えていかなきゃいけないところだろうと思うんですが、在り方として、個々ばらばらではなくて、一貫した業務を委託して、3番目のところは、法も踏まえて考えていかざるを得ないなというのが我々の報告書だったと思います。

委員

現状、ちょっと私が認識不足というか、理解できていないところがあったら申し訳ないんですけれども、今のお話で、今後、マッチングのほうにも関わっていただけるというところで、今現在も含めてなんですけれども、どうしてもフォスタリング機関、民間だと、トレーニングとか、啓発とか、そういうところには関わるけれども、交流の部分がちょっと空いてしまうような気がしていて、そして委託されてから支援が始まるみたいなイメージなんですが、ここでマッチングで関わるようになって、施設で交流している間というのは、児相の方って様子を見に来られるじゃないですか。フォスタリング機関の方というのは、そこに同席されて見に来られたりとか、そうした関わりがどうなるのかなとちょっと気になりました。特に委託が初めての里親さんだったりすると、交流ってすごく不安だと思うんです。施設側にはなかなか思っていても言えな

いところもあるので、もしそこでフォスタリングの方とかも一緒に児相の方と様子を見に来てくださって、里親さんの思いとかを拾っていただけるといいのかなと。もし今やられていたら、すみませんなんですが、ちょっと確認させていただければと思いました。

松原委員長

これは事務局のほうに。

事務局

この部会では詰めてはいないので、これから検討していくわけですが、実際問題、包括的な委託の意味というのは、フォスタリング機関が里親さんの情報をいっぱい持っているわけですよね。リクルートから研修まで全部やると、あとフォローもやるという観点からすると、その特性なりとか、配慮点とか、思いとか、そういうものを具体的にフォスタリング機関は把握しているわけで、まさしくそこら辺、今最初のマッチング、具体に交流をしていく場面というのを、児童相談所と施設だけでやればいいという話ではなくて、マッチング機関も一緒になって施設とやっていくということは当然、そうならざるを得ないだろうなと今の段階では考えております。

松原委員長

ほかはいかがでしょうか。

貴重な御意見をいただきましたが、委員からの御発言があったように、これから仕様書を作っていく段階で幾つか、御指摘も含めて検討しなきゃいけないところがあろうかと思いますので、この基本的な考えに基づいた具体の委託の在り方について、もう1回組織的な議論ができますかね。

事務局

児福審の場でというような......。

松原委員長 事務局 臨時の部会を設置するとか、児福審のどこかで報告事項にするとか。 臨時部会でということは想定しておりませんでしたけれども、いずれ にしても、これだけの検討をしていただきましたので、何らかの形で児 福審のほうに御報告させていただくことは可能かと思います。

松原委員長

そこで、今日いただいた御意見も踏まえられればと思います。

私のほうからも、1つ感想を述べたいと思います。非常に意欲的な提案をすることができた報告書だと自分なりにも考えているんですが、これを実現していくためには、この部会でも何回かお話ししたんですが、きちっとフォスタリング機関を世田谷区として育てていかないと、いい人も定着しませんし、力量も組織としてついていかないんじゃないかなと思いますので、児福審として、これを是としていただいて、児福審の提案とするということにおいては、この後、きちっと実現できるように、区の行政のほうでもしっかり取り組んでいただきたいなと思います。

全体の時間の配分もございますので、他にどうしてもという御発言が

なければ、次の議題に移りますが、よろしいですか。

委員

現在、児童養護施設の施設長をしております。里親も、児童養護施設も直接関わりある機関にいる立場として、この提案書はとてもよくできていると思います。そんな中のひとつ感想として、区民に対しての啓蒙という目的で、区民全員に里親を呼び掛けて、全て理解をしてもらったとして、果たして"里親"になろうとする人は増えるでしょうか。

勝手な想像ですが、そんなに増えるとは思えません。それは何故かというと、知ったとして"里親"になることに対して、そんなに興味や関心を持てないと思うのです。現状では、虐待事件がこんなにも増えているのに、その受け皿である"児童養護施設"の認知度は低く、それ以上に"里親"はもっと理解されていません。今後このフォスタリング機関等を通じて、周智徹底して全ての区民に情報提供したとしても、悲観的ですが、そんなに期待できないのではないでしょうか? 現に今までも、国が里親手当を増額したり、東京都も児童相談所を通じて、各地域での里親の"体験発表会"を開催し続けたりしていますが、その数を急速に伸ばしているとは言えないのです。では、何で伸びないのかと考えたときに、「社会全体で子ども育む(社会的養育)」という理念が皆わかっていながらも、そんな感覚とか感性が身に付いていないと私は思っているのです。だとしたら、それらをどこかで育てていくしかないと思うのです。

では、その手段として、里親になる年代の方々はもちろんなのですが、この提案書にも記載されていますように、若い世代に対しても積極的に普及という部分では、是非とも「社会全体で子どもを育む」という、その感覚、使命感だとか、責任感だとか、何かそんなものを是非身に引き受けていけるような情報提供とか、学校等への働き掛けを通じて、裾野を広げていただきたいと願っております。

勝手な思いかもしれませんが、若い方々への地道な働き掛けと丁寧な情報提供が、少しずつ関心や興味を持っていただいて、やっぱり地域(社会)が子どもを本当に実際に育てる~育ち合うという感覚、そんな風土を是非育んでいただけたらと考えております。

この世田谷区が、昔の良き日本がそうだったように、再び育ち合うそ ういう発祥の地になってもらえることを願い、期待しております。

松原委員長

ありがとうございました。今の問題意識は部会の中でも共有されていまして、本文の中にもそういった働きかけの一文が入っているかと思います。大変長期的な取組になるかと思いますけれども、一番大切な取組だと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。 では、本件については以上とします。審議会として、この報告書を了 承したという扱いにさせていただいてよろしいですね。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、議事の(2)令和3年度における各部会の開催状況について、に進みたいと思います。各部会長より順番に御報告いただき、御意見、御質問については、全体の報告が終わった後、まとめて伺うということでいきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、資料2のほうの順番に沿いまして、まず、里親部会からお 願いしたいと思います。

里親部会について御報告させていただきます。

里親部会は、児童福祉法に基づき、区が里親を認定しようとする際に、区から諮問を受けて審議し、その結果を答申する部会です。今年度の部会の審議内容につきましては、資料 2 - を御覧ください。1の開催回数です。部会は年3回開催することとしており、今年度は7月12日、12月1日に開催いたしました。3回目は令和4年3月16日に開催する予定です。

次に、2の審議件数です。今年度に諮問を受けた件数は合計16件です。 その内訳は、養子縁組を目的とせず、子どもを一定期間養育する養育家 庭が4件、養子縁組を目的として子どもを養育する養子縁組里親が12 件、専門里親と親族里親についての諮問はございませんでした。

なお、世田谷区では、養子縁組里親を社会的資源としてより一層活用 し、里親委託の促進を図るため、養子縁組里親と養育家庭の重複登録を 可能としており、重複登録の際は、それぞれで1件として計上しており ます。

審議した16件のうち、第1回部会で再調査となった家庭は第2回部会で適格と判断されたため、それぞれ1件ずつ計上しております。結果としましては、15件全て里親としての認定が適格であるとの審議結果となってございます。

審議に当たりましては、住所要件や経済的要件、研修受講状況などについて1つずつ確認するとともに、実際に登録しようとする家庭の訪問調査や面接を行った児童相談所の職員にも細かく状況を確認するなどしながら、慎重に審議を行っております。里親部会は、学識経験者、児童養護施設の施設長、医師など、様々な委員がそれぞれの専門性に基づき、その家庭の養育力向上や子どもが委託されるに当たっての留意点な

部会長

どについても御意見をいただき、このような審議結果となっておりま す。

今後、区は、里親制度のさらなる拡充を目指す方針でもありますが、 子どもにとって最善の養育環境を提供できるよう、里親登録は厳格に行 う必要があると考えており、今後も引き続き慎重な審議に努めてまいり たいと思います。

最後に、3の令和3年度第3回里親部会についてです。今年度の第3回目の里親部会は、先ほど申し上げましたとおり、令和4年3月16日に開催を予定しており、1月にも認定研修が行われますので、現時点での審議件数は未定でございます。

御報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

続いて、措置部会のほうからお願いしたいと思います。

部会長

それでは、措置部会の令和3年度中の開催状況につきまして報告させ ていただきます。

手元の資料 2 - を御覧ください。措置部会では、児童福祉法に基づき、子ども、もしくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合などに、児童相談所から諮問を受け、審議し、その結果を答申にしております。また、過去に部会より意見具申、または助言を行った案件に対して、その後の援助経過の報告などを児童相談所から受けることもございます。

続きまして、部会の開催回数につきまして、審議、報告案件がない場合に流会となることを除いて、原則として毎月開催することとしております。今年度は、本日時点で、資料に記載がありますように、8回開催しております。審議及び報告件数につきましても資料に記載のとおりでありますが、今年度は、本日時点で審議8件、報告が5件受けております。事例の種別及び内訳につきましては、件数の下に記載してございます。

なお、審議案件につきましては、いずれも児童相談所の援助方針が適 当であると認め、留意事項を付して答申いたしました。

次に、被措置児童等虐待の状況報告をさせていただきます。資料の裏面へお移りください。措置部会は、児童福祉法の規定に基づき、世田谷区から児童福祉審議会に被措置児童等虐待の対応について報告を受けた際、区長に対し意見を述べることとされております。今年度は、本日時点で区へ2件、被措置児童等虐待通告がございました。いずれの案件につきましても、区から報告を受け、部会として意見を述べております

が、そのうち1件は虐待非該当、1件は虐待の該当ありということで、 区の調査等対応を認めております。

なお、区におきましては、虐待の該当ありとしたケースについてですけれども、本ケースは、区内登録里親で発生した被措置児童虐待となっております。表の下に注釈を入れさせていただいておりますが、虐待の認定に伴い、里親登録の欠格事由に該当するというところから、当該里親の登録を消除する予定で、区において手続を進めております。

その他、被措置児童等虐待に関する参考の記載をさせていただいておりますので、御参照ください。

措置部会からの御報告及び御説明は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

続きまして、児童虐待死亡事例等検証部会よりお願いいたします。

部会長

それでは、児童虐待死亡事例検証部会について御報告させていただき ます。

資料 2 - と別添の資料を併せて御覧ください。今年度、部会は11月に書面開催にて1回開催をいたしております。

主な議事についてですけれども、昨年度の部会において、別添資料のとおり、検証の実施基準というものを定めました。これに基づいて第1回の部会においては、年度初回に選定する事例の有無について、事務局から該当なしという報告を受けております。そのため、今年度につきましては、即時検証に該当する事例が今後発生しない限り検証は実施しないものと決定をいたしております。

なお、11月の部会を開催した以降について、現在に至るまでにおいて も、この死亡事例の確実な虐待とか、虐待の可能性が高い事例について の報告はございません。

また、その部会の中で、委員から事例選定を漏れなく把握するための 取組、あるいは仕組みについて意見が出されておりましたけれども、現 時点においても事務局をはじめ、子ども家庭支援センター、それから児 童相談所において、適切に対応いただいているということで認識をして おりますので、今後も改めて御協力いただきながら、検証すべき事例に ついて漏れのないような形で適切に対応していくということを期待し ております。

簡単ですけれども、御報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは、保育部会からお願いします。

部会長

令和3年度における保育部会の開催状況について説明させていただ

きます。

保育部会においては、児童福祉法に基づく保育所の認可等について諮問を受け、その適否について審議し、答申しております。審議の内容としては、保育施設の整備着手前に、その計画の認可基準への適合状況について確認する計画承認と、開園前に再度認可基準への適合状況を確認する認可に分かれております。審議においては、認可基準への適合状況を確認するだけではなく、公認会計士の委員から財務面への意見やアドバイスをいただくとともに、保育の質を確保する観点から、事業決定時の評価や、附帯条件への対応状況などについても踏み込んで意見聴取を行っているところでございます。附帯条件につきましては、審査段階から認可基準の適合状況が適当であっても、保育の質の観点から改善する必要がある課題も多いため、認可の団体において、引き続き対応が必要な課題については、運営引き継ぎ後も、改善に向け取り組んでいただくよう、保育部会としても連携してまいります。

令和3年度の審議結果でございますが、現在、第2回まで開催しており、計画承認4件と認可2件について審議し、適当と審議結果を出しているところでございます。資料の2 - のところにございますような状況でございます。

今後も、世田谷区保育の質ガイドラインに掲げる子どもを中心とした 保育が実現できるよう保育部会として審議を行ってまいります。

なお、令和3年度中に3回目、3月17日に実施予定でございます。 以上です。

松原委員長

ありがとうございました。以上、4部会から御報告をいただきました。 御質問、御意見をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

このメンバーでも最後ということになりますので、全体を通じて、世田谷区の子どもの福祉の在り方とか、この審議会の進行等について何か御意見、御提言があれば、御感想でも結構です。伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、議事は全て終了させていただくことにしたいと思います。 少し時間が早いんですが、進行を事務局のほうにお返ししたいと思いま す。

事務局

皆様、貴重な御意見をいただきまして、特に議論となった議事のほう では御意見もたくさんいただきまして、ありがとうございました。

事務局より事務連絡をさせていただきます。本会議の議事録について、調い次第、皆様にメールでお送りさせていただきます。お送りします議事録につきまして、御自身の御発言部分を御確認いただきまして、

修正がございましたら、事務局まで御連絡をください。その後、その議 事録を区ホームページで本日の資料とともに公開いたします。

また、本メンバーでの会議開催はこれで最後となります。新型コロナの影響もありまして、書面開催などもさせていただき、全員がお集まりいただく場は持てなかったのですけれども、皆様の御協力により、無事に開催することができまして、本当にお礼を申し上げます。ありがとうございます。

昨年度の審議会発足当初より区の児童福祉施策へ様々な御意見を賜りました。誠にありがとうございました。また、児童福祉審議会は常設の会議として、来年度以降も継続して開催してまいりますので、引き続き御協力いただけることもあるかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、以上をもちまして、令和3年度第2回世田谷区児童福祉審議会 本委員会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。